

## 議題（6） 審議会への諮問・報告に関する規定について〈修正版〉

関係規定 (現行)	<p>杉並区個人情報保護条例第7条第4号、第8条第3項、第9条第2項第4号、第9条第3項、第12条第1項、第12条の2第1項、第14条第2項第4号、第14条第4項、第15条第2項第3号、第15条第5項、第16条第1項、第16条第2項、第17条第1項第2号、第17条第2項</p> <p>杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項</p> <p>杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例第5条第1項、第6条第3項、第6条第4項、附則（平成27年10月16日条例第31号）第2項</p> <p>杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例第8条第3項</p>
関係規定 (改廃後)	改正個人情報保護法第129条
新条例への 規定の可否	<p>地方公共団体の機関は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる（法第129条）。</p> <p>「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方についてサイバーセキュリティに関する知見等の専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。</p> <p>この点、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、類型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。</p> <p>（中略）地方公共団体の機関において、個別の事案の法に照らした適否の判断について審議会等への諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という令和3年改正法の趣旨に反するものである。</p> <p>なお、法及びガイドライン等の適正な運用をもって個人情報の保護が図られることとなることに加え、地方公共団体は、法第166条の規定に基づき、専門性を有する委員会に助言を求めることも可能であることから、個別の事案について重ねて審議会等の意見を聴くことが必要となる場面は少なくなると考えられる。</p> <p>（個人情報保護法ガイドライン（行政機関等編）9-4（P70～71））</p> <p>※以上のほか、個人情報保護委員会は地方公共団体からの質問に対して、事後的な報告を行うものであっても、個別の案件に関して審議会等への報告や意見聴取を要件化するような規定を定めることも「類型的に審議会等への諮問を行うもの」に類するものであり、許容されない旨の見解を示している。</p>
課題	<p>個人情報保護委員会の示すガイドラインによると、これまで審議会に諮問を行ってきた案件の多くは「類型的に審議会等への諮問を行うもの」に該当し、審議会への諮問を行うことができなくなる。また、現時点における個人情報保護委員会の見解によると、個別の案件について審議会への報告や意見聴取を行うことを要件化することは許容されないとされている。改正法で許容される範囲において、個人情報の適正な取扱いのためどのような規定を設けることができるか検討する必要がある。</p>

<p>事務局案</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正法第 129 条の規定に基づき、以下の事項について審議会の意見を聴く（＝諮問する）旨を新条例に定める。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①個別の案件ごとの個人情報の取扱いに関する適否ではなく、改正法第 66 条に基づく安全管理措置の具体的手法等、定型的な運用ルールの設定にあたり、専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要と認められる事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>※具体的な諮問事項として、以下を想定。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 個人情報の収集、委託等の類型的事項に関する内部審査を実施する際の審査基準の策定・改定について</li> <li>イ （運用開始後）審査基準の妥当性について（定期的に諮問）</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>なお、審査基準に基づく内部審査の結果については、審議会に報告を行う。</li> <li>②法施行条例の改正にあたり、専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要と認められる事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>※具体的な諮問事項として、以下を想定。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 条例要配慮個人情報の制定について（議題（3）の考え方）</li> <li>イ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料の制定について</li> <li>ウ その他法施行条例の改正について（個人情報保護法の 3 年ごとの見直しに伴うものなど）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・個人情報保護条例以外の条例に定めている次の審議会への諮問・報告規定は存置する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①情報公開・個人情報保護審議会条例に定めるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 情報公開制度、個人情報保護制度、住民基本台帳事務及び防犯カメラの設置等に関する事務の運用に関する重要事項（第 2 条第 1 項第 1 号）</li> <li>イ 特定個人情報の取扱いに関する重要事項（第 2 条第 1 項第 1 号）</li> <li>ウ 区が管理する電子計算組織の管理運用に関する基本方針（第 2 条第 1 項第 2 号）</li> </ul> </li> <li>②住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例に定めるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 住民基本台帳ネットワークシステムを通じて送受信を行った住民票に記載されている事項の処理状況並びに当該処理により発生した苦情（住民票記載事項に係るものに限る。）及びその処理の内容（第 5 条第 1 項）</li> <li>イ 区民の基本的人権が侵害されると判断したときに講ずる、住民票記載事項の不適正利用に対する措置（第 6 条第 3 項）</li> <li>ウ 国等への報告の要請又は審議会への意見の聴取を行わずに住民票記載事項の不適切利用に対する措置を講じた場合のその措置の内容（第 6 条第 4 項）</li> <li>エ 住民基本台帳ネットワークシステムを通じて送信を行った住民基本台帳カード運用状況の通知等の処理状況（附則（平成 27 年 10 月 16 日条例第 31 号）第 2 項）</li> </ul> </li> <li>③防犯カメラの設置及び利用に関する条例に定めるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>防犯カメラの設置等についての苦情の処理（第 8 条第 3 項）</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
<p>事務局案の考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで行ってきた審議会への類型的な諮問・報告は許容されないことになるが、内部審査を実施する際の審査基準を審議会に諮問することで、審議会の意見を取り入れながら内部審査を行う体制を確保し、個人情報の適正な取扱いに努めることとする。</li> </ul>

	<p>① 審査基準の策定にあたっては、改正法施行前に審議会にその妥当性を諮問することとし、改正法施行以降、審議会の上承を得た審査基準に基づいて内部審査を実施する。</p> <p>② 審査基準の妥当性については、定期的（年1回程度を想定）に審議会に諮問することとし、定期的な外部チェック及び審査基準の改良の機会を確保する。</p> <p>③ 内部審査の結果については、審議会に報告することとし、審査基準に基づく内部審査の実施状況を審議会が確認する機会を確保する。</p> <p>・ 現行の個人情報保護条例以外の条例に規定されている審議会への諮問・報告に関する事項については、今回の法改正の対象とはならないと判断できるため、このまま存置する。</p>
部会委員からのご意見	

<旧>

<新>

### 情報公開・個人情報保護審議会

審議会のチェック機能を審査基準に対して働かせる。  
内部審査の結果について報告する機会も担保する。

- ①【諮問・報告】個人情報の収集、委託に伴う措置等の類型的事項  
(個人情報保護条例第7条、第8条、第9条、第12条、第12条の2、第14条、第15条、第16条、第17条)
- ②【諮問】情報公開制度、個人情報保護制度、住民基本台帳事務及び防犯カメラの設置等に関する事務の運用並びに特定個人情報の取扱いに関する重要事項  
(情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第1号)
- ③【諮問】電子計算組織の管理運用に関する基本方針  
(情報公開・個人情報保護審議会条例第2条第1項第2号)
- ④【報告】住民基本台帳ネットワークシステムを通じて送受信を行った住民票に記載されている事項の処理状況並びに当該処理により発生した苦情(住民票記載事項に係るものに限る。)及びその処理の内容  
(住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例第5条第1項)
- ⑤【諮問】住民票記載事項の漏えい又は不適正な利用により、区民の基本的人権が侵害されると判断したときの、区民の個人情報の保護のために講ずる必要な措置  
(住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例第6条第3項)
- ⑥【報告】国等への報告の要請又は審議会への意見の聴取を行わずに住民票記載事項の不適切利用に対する措置を講じた場合のその措置の内容  
(住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例第6条第4項)
- ⑦【報告】住民基本台帳ネットワークシステムを通じて送信を行った住民基本台帳カード運用状況の通知等の処理状況  
(住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例附則(平成27年10月16日条例第31号)第2項)
- ⑧【諮問】防犯カメラの設置等についての苦情の処理  
(防犯カメラの設置及び利用に関する条例第8条第3項)

### 情報公開・個人情報保護審議会

- ①【諮問】個別の案件ごとの個人情報の取扱いに関する適否ではなく、改正法第66条に基づく安全管理措置の具体的手法等、定型的な運用ルールの設定にあたり、専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要と認められる事項  
(個人情報保護法施行条例(仮称))  
⇒具体的な諮問事項として、以下を想定。
  - ア 個人情報の収集、委託に伴う措置等の類型的事項に係る内部審査を実施する際の審査基準の策定・改定について
  - イ (運用開始後) 審査基準の妥当性について(定期的に諮問)
- ②【報告】審査基準に基づく内部審査の結果について  
(個人情報保護法施行条例(仮称))
- ③【諮問】法施行条例の改正にあたり、専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要と認められる事項  
(個人情報保護法施行条例(仮称))  
⇒具体的な諮問事項として、以下を想定。
  - ア 条例要配慮個人情報の制定について(議題(3)の考え方)
  - イ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料の制定について
  - ウ その他、法施行条例の改正について(個人情報保護法の3年ごとの見直しに伴うものなど)
- ④現行の個人情報保護条例以外の条例に規定されている審議会への諮問・報告に関する事項については、このまま存置する。(左図②~⑧の諮問・報告事項)

存置

### 内部審査

【情報セキュリティ運営委員会】(区幹部職員・各部の実務担当者)  
条例の規定による審議会への諮問及び報告事項に関することを審議する。  
(情報セキュリティ運営委員会設置要綱第2条第1項第5号)

※情報セキュリティ運営委員会実施前にも、課内検討等を実施している。

### 内部審査

【デジタル・セキュリティ委員会(仮称)](区幹部職員・各部の実務担当者)  
・審議会への諮問及び報告事項に関することを審議する。  
・**審議会に諮問・了承を受けた審査基準に基づき**、個人情報の収集、委託に伴う措置等の類型的事項について**内部審査**を行う。

← **審議会の意見が内部審査に反映される。**

※デジタル・セキュリティ委員会(仮称)開催前にも、引き続き課内検討等を実施する。

項目（帳票）	現行条例の規定	改正法の規定・改正法施行後の取扱い
<p><b>収集の禁止事項</b> （帳票なし）</p>	<p>第7条 実施機関は、法令に定めがあるとき、その他正当な行政執行に関連し、その権限の範囲内において行われるときを除き、次の各号に掲げる事項に関する個人情報を収集してはならない。</p> <p>（1） 思想、信条及び宗教に関する事項</p> <p>（2） 人種及び特別な社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項</p> <p>（3） 犯罪に関する事項</p> <p>（4） 前3号に掲げるもののほか、杉並区情報公開・個人情報保護審議会（以下「<b>審議会</b>」という。）の意見を聴いて、区長が、区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると認めた事項</p>	<p>&lt;改正法の規定&gt;</p> <p>要配慮個人情報・条例要配慮個人情報の収集を禁止する規定は存在しない。</p> <p>&lt;改正法施行後の取扱い&gt;</p> <p>収集する個人情報の妥当性について、<b>審査基準に基づく内部審査</b>を行う。</p>
<p><b>業務の登録</b> （個人情報登録票）</p>	<p>第8条 実施機関は、業務を新たに開始するに当たり、個人情報を収集するときは、次の各号に掲げる事項を個人情報登録簿に登録しなければならない。</p> <p>（1） 業務の名称</p> <p>（2） 個人情報の収集目的</p> <p>（3） 個人情報の記録の内容</p> <p>（4） 対象となる個人の範囲</p> <p>（5） 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項</p> <p>2 実施機関は、登録に係る業務を廃止し、又は変更するときは、当該登録を抹消し、又は修正しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第1項の規定による登録をしたとき、及び第2項の規定による登録の修正をしたときは、登録に係る事項及び修正に係る事項を<b>審議会に報告</b>しなければならない。</p> <p>4 実施機関は、個人情報登録簿を縦覧に供しなければならない。</p>	<p>&lt;改正法の規定&gt;</p> <p>（個人情報の保有の制限等）</p> <p>第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。</p> <p>2 行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。</p> <p>3 行政機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。</p> <p>（利用目的の明示）</p> <p>第六十二条 行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。</p> <p>一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。</p> <p>二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。</p> <p>三 利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。</p> <p>なお、個人情報登録票の作成に関する規定は存在しない。</p> <p>&lt;改正法施行後の取扱い&gt;</p> <p>収集する個人情報の利用目的、利用目的の明示方法等の妥当性について、<b>審査基準に基づく内部審査</b>を行う。</p>

項目（帳票）	現行条例の規定	改正法の規定・改正法施行後の取扱い
<b>収集の制限</b> （個人情報登録票「本人外収集の根拠」欄）	<p>第9条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集するときは、収集の目的を明らかにして、当該個人（以下「本人」という。）から直接これを収集しなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、個人情報を本人以外のものから収集することができる。</p> <p>（1）本人以外のものからの収集について法令に定めがあるとき。</p> <p>（2）区民の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>（3）当該個人情報が、出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>（4）前3号に掲げるもののほか、<b>審議会の意見を聴いて</b>、区長が、特に必要があると認めたとき。</p> <p>3 実施機関は、前項第2号の規定により個人情報を収集したときは、速やかにその事実を当該本人に通知するとともに、<b>審議会に報告</b>しなければならない。</p> <p>4 本人又はその代理人により法令等に基づく申請行為が行われた場合は、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。</p>	<p><b>&lt;改正法の規定&gt;</b>            （適正な取得）</p> <p>第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。</p> <p><b>&lt;改正法施行後の取扱い&gt;</b>            個人情報を本人以外のものから収集する場合、その妥当性について、<b>審査基準に基づく内部審査</b>を行う。</p>
<b>委託に伴う措置等</b> （外部委託記録票）	<p>第12条 実施機関は、管理個人情報に係る業務の処理を外部に委託しようとするとき又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設の管理を行わせるときは、<b>あらかじめ委託又は管理の内容及び条件について審議会の意見を聴く</b>とともに、区民の個人情報を保護するため、必要な措置を講じなければならない。</p>	<p><b>&lt;改正法の規定&gt;</b>            （安全管理措置）</p> <p>第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。</p> <p>一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務</p> <p>二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務</p> <p>三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの</p> <p>四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの</p> <p>五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務</p> <p><b>&lt;改正法施行後の取扱い&gt;</b>            委託に伴う措置等の妥当性について、<b>審査基準に基づく内部審査</b>を行う。</p>

項目（帳票）	現行条例の規定	改正法の規定・改正法施行後の取扱い
<b>労働者派遣に伴う措置等</b> （労働者派遣記録票）	第12条の2 実施機関は、管理個人情報に係る業務について、労働者派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。）の役務の提供を受けようとするときは、 <b>あらかじめ労働者派遣の内容及び条件について審議会の意見を聴く</b> とともに、区民の個人情報を保護するため、必要な措置を講じなければならない。	<b>&lt;改正法の規定&gt;</b> 労働者派遣の役務の提供を受けるにあたっての安全管理措置に関する規定は存在しない。 ※第六十七条に従事者の義務（派遣労働者を含む。）に関する規定は存在する。  <b>&lt;改正法施行後の取扱い&gt;</b> 労働者派遣に伴う措置等の妥当性について、 <b>審査基準に基づく内部審査を行う。</b>
<b>目的外利用の制限</b> （目的外利用記録票）	第14条 実施機関は、第8条第1項の規定により登録された収集目的（以下「収集目的」という。）の範囲を超えて、当該登録に係る管理個人情報（管理特定個人情報を除く。）の利用（以下「目的外利用」という。）をするときは、本人の同意を得なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本人の同意を得ないで、目的外利用をすることができる。 （1） 目的外利用について法令に定めがあるとき。 （2） 区民の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 （3） 区民福祉の向上を図るため、法令等の定めに基づき適正に業務を執行するとき。 （4） 前3号に掲げるもののほか、 <b>審議会の意見を聴いて</b> 、区長が、特に必要があると認めるとき。 3 実施機関は、前項の規定により目的外利用をしたときは、規則で定める事項を記録しておかなければならない。 4 実施機関は、第2項第2号の規定により目的外利用をしたときは、速やかにその事実を当該本人に通知するとともに、 <b>審議会に報告</b> しなければならない。	<b>&lt;改正法の規定&gt;</b> （利用及び提供の制限） 第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。 2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。 二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。 4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。
<b>外部提供の制限</b> （外部提供記録票）	第15条 実施機関は、管理個人情報（管理特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の区の機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をするときは、本人の同意を得なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本人の同意を得ないで、管理個人情報の外部提供をすることができる。 （1） 外部提供について法令に定めがあるとき。 （2） 区民の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。 （3） 前2号に掲げるもののほか、 <b>審議会の意見を聴いて</b> 、区長が、特に必要があると認めるとき。 3 実施機関は、第1項又は前項第3号の規定により外部提供をするときは、外部提供を受けるものに対し、外部提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。 4 実施機関は、第2項の規定により外部提供をしたときは、規則で定める事項を記録しておかなければならない。 5 実施機関は、第2項第2号の規定により外部提供をしたときは、速やかにその事実を当該本人に通知するとともに、 <b>審議会に報告</b> しなければならない。	<b>&lt;改正法施行後の取扱い&gt;</b> ・目的外利用の妥当性について、 <b>審査基準に基づく内部審査を行う。</b> ・外部提供の妥当性について、 <b>審査基準に基づく内部審査を行う。</b>

項目（帳票）	現行条例の規定	改正法の規定・改正法施行後の取扱い
<b>電子計算組織への記録</b> （電算入力記録票）	<p>第 16 条 区長は、<u>電子計算組織に記録する個人情報の項目については、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない</u>。ただし、個人情報を電子計算組織に記録することについて法令に定めがある場合については、この限りでない。</p> <p>2 実施機関は、<u>前項ただし書の規定に基づき、個人情報を電子計算組織に記録したときは、速やかに当該個人情報の項目を審議会に報告</u>しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第 7 条各号に掲げる事項に関する個人情報を、電子計算組織に記録してはならない。</p> <p>4 実施機関は、次条第 1 項ただし書の規定に基づき電子計算組織を結合した場合で、実施機関以外の者により、第 1 項の規定に反する個人情報が記録されたと認めるときは、当該個人情報を電子計算組織から直ちに消去しなければならない。</p>	<p>&lt;改正法の規定&gt;            電子計算組織への記録を制限する規定は存在しない。</p> <p>&lt;改正法施行後の取扱い&gt;            電子計算組織への記録の妥当性について、<u>審査基準に基づく内部審査を行う。</u></p>
<b>電子計算組織の結合の禁止</b> （外部結合記録票）	<p>第 17 条 実施機関は、管理個人情報を処理するため、区が管理する電子計算組織と区以外のものが管理する電子計算組織との通信回線による結合を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>（1） 電子計算組織の結合について法令に定めがあるとき。</p> <p>（2） <u>区民福祉の向上を図るため必要と認められ、かつ、管理個人情報の保護措置が講じられている場合で、審議会の意見を聴いて、区長が、特に必要があると認めたとき。</u></p> <p>2 実施機関は、<u>前項第 1 号の規定により、電子計算組織を結合したときは、速やかに審議会に報告</u>しなければならない。</p>	<p>&lt;改正法の規定&gt;            電子計算組織の結合を制限する規定は存在しない。</p> <p>&lt;改正法施行後の取扱い&gt;            電子計算組織の結合の妥当性について、<u>審査基準に基づく内部審査を行う。</u></p>

## 杉並区情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告項目について

## (1) 改正個人情報保護法施行後、「諮問項目ではなくなるもの」

杉並区個人情報保護条例
<p><b>(収集の禁止事項)</b></p> <p>第7条 実施機関は、法令に定めがあるとき、その他正当な行政執行に関連し、その権限の範囲内において行われるときを除き、次の各号に掲げる事項に関する個人情報を収集してはならない。</p> <p>(1) 思想、信条及び宗教に関する事項</p> <p>(2) 人種及び特別な社会的差別の原因となる社会的身分に関する事項</p> <p>(3) 犯罪に関する事項</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、杉並区情報公開・個人情報保護<b>審議会</b>(以下「審議会」という。)の<b>意見を聴いて</b>、区長が、区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると認めた事項</p>
<p><b>(収集の制限)</b></p> <p>第9条</p> <p>2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、個人情報を本人以外のものから収集することができる。</p> <p>(1) 本人以外のものからの収集について法令に定めがあるとき。</p> <p>(2) 区民の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(3) 当該個人情報が、出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<b>審議会の意見を聴いて</b>、区長が、特に必要があると認めたととき。</p>
<p><b>(委託に伴う措置等)</b></p> <p>第12条 実施機関は、管理個人情報に係る業務の処理を外部に委託しようとするとき又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に公の施設の管理を行わせるときは、<b>あらかじめ委託又は管理の内容及び条件について審議会の意見を聴く</b>とともに、区民の個人情報を保護するため、必要な措置を講じなければならない。</p>
<p><b>(労働者派遣に伴う措置等)</b></p> <p>第12条の2 実施機関は、管理個人情報に係る業務について、労働者派遣(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。)の役務の提供を受けようとするときは、<b>あらかじめ労働者派遣の内容及び条件について審議会の意見を聴く</b>とともに、区民の個人情報を保護するため、必要な措置を講じなければならない。</p>
<p><b>(目的外利用の制限)</b></p> <p>第14条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本人の同意を得ないで、目的外利用をすることができる。</p> <p>(1) 目的外利用について法令に定めがあるとき。</p> <p>(2) 区民の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(3) 区民福祉の向上を図るため、法令等の定めに基づき適正に業務を執行するとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<b>審議会の意見を聴いて</b>、区長が、特に必要があると認めたととき。</p>
<p><b>(外部提供の制限)</b></p> <p>第15条</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本人の同意を得ないで、管理個人情報の外部提供をすることができる。</p> <p>(1) 外部提供について法令に定めがあるとき。</p> <p>(2) 区民の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<b>審議会の意見を聴いて</b>、区長が、特に必要があると認めたととき。</p>

**(電子計算組織への記録)**

第16条 区長は、**電子計算組織に記録する個人情報の項目については、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない**。ただし、個人情報を電子計算組織に記録することについて法令に定めがある場合については、この限りでない。

**(電子計算組織の結合の禁止)**

第17条 実施機関は、管理個人情報を処理するため、区が管理する電子計算組織と区以外のものが管理する電子計算組織との通信回線による結合を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 電子計算組織の結合について法令に定めがあるとき。
- (2) **区民福祉の向上を図るため必要と認められ、かつ、管理個人情報の保護措置が講じられている場合で、審議会の意見を聴いて、区長が、特に必要があると認めたとき。**

**(2) 改正個人情報保護法施行後も引き続き「諮問項目として存置するもの」**

**杉並区情報公開・個人情報保護審議会条例**

**(所掌事項)**

第2条 審議会は、個人情報保護条例、住基条例及び防犯カメラ条例の規定により区長がその意見を聴くこととされた事項のほか、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

- (1) **情報公開制度、個人情報保護制度、住民基本台帳事務及び防犯カメラの設置等に関する事務の運用並びに特定個人情報の取扱いに関する重要事項**
- (2) **電子計算組織（区が管理するものに限る。以下同じ。）の管理運用に関する基本方針**

**杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例**

**(不適正利用に対する措置)**

第6条 区長は、住民票記載事項の漏えい又は不適正な利用により、区民の基本的人権が侵害されるおそれがあると認めるときは、国、他の地方公共団体、地方公共団体情報システム機構その他の関係者（以下この条において「国等」という。）に対し報告を求めるとともに、必要な調査を行わなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による国等からの報告又は調査により、区民の基本的人権が侵害されると判断したときは、区民の個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。
- 3 区長は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、**あらかじめ審議会の意見を聴く**とともに、広く区民の意見を求めるものとする。

**杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例**

**(苦情の申立て)**

第8条 区民等は、防犯カメラの設置等について、区長に対し、苦情を申し立てることができる。

- 2 区長は、前項の規定により苦情の申立てを受けたときは、適切かつ迅速に処理するものとする。
- 3 区長は、第1項の苦情の処理について必要があると認めるときは、**杉並区情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴くことができる**。

**(3) 改正個人情報保護法施行後、「新たに諮問項目とするもの」**

- ① 個別の案件ごとの個人情報の取扱いに関する適否ではなく、改正法第66条に基づく安全管理措置の具体的手法等、定型的な運用ルールの設定にあたり、専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要と認められる事項
  - ア 個人情報の収集、委託に伴う措置等の類型的事項に係る内部審査を実施する際の審査基準の策定・改定について（審査基準に基づく内部審査の結果については審議会に定期報告する）
  - イ（運用開始後）審査基準の妥当性について（定期的に諮問）
- ② 法施行条例の改正にあたり、専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要と認められる事項
  - ア 条例要配慮個人情報の制定について（議題（3）の考え方）
  - イ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料の制定について
  - ウ その他、法施行条例の改正について（個人情報保護法の3年ごとの見直しに伴うものなど）

#### (4) 改正個人情報保護法施行後、「報告項目ではなくなるもの」

##### 杉並区個人情報保護条例

###### (業務の登録)

第8条 実施機関は、業務を新たに開始するに当たり、個人情報を収集するときは、次の各号に掲げる事項を個人情報登録簿に登録しなければならない。

- (1) 業務の名称
  - (2) 個人情報の収集目的
  - (3) 個人情報の記録の内容
  - (4) 対象となる個人の範囲
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 実施機関は、登録に係る業務を廃止し、又は変更するときは、当該登録を抹消し、又は修正しなければならない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による登録をしたとき、及び第2項の規定による登録の修正をしたときは、登録に係る事項及び修正に係る事項を**審議会に報告**しなければならない。

###### (収集の制限)

第9条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を収集するときは、収集の目的を明らかにして、当該個人（以下「本人」という。）から直接これを収集しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、個人情報を本人以外のものから収集することができる。
- (1) 本人以外のものからの収集について法令に定めがあるとき。
  - (2) 区民の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (3) 当該個人情報が、出版、報道等により公にされているとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いて、区長が、特に必要があると認めたとき。
- 3 実施機関は、前項第2号の規定により個人情報を収集したときは、速やかにその事実を当該本人に通知するとともに、**審議会に報告**しなければならない。

###### (目的外利用の制限)

第14条 実施機関は、第8条第1項の規定により登録された収集目的（以下「収集目的」という。）の範囲を超えて、当該登録に係る管理個人情報（管理特定個人情報を除く。）の利用（以下「目的外利用」という。）をするときは、本人の同意を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本人の同意を得ないで、目的外利用をすることができる。
- (1) 目的外利用について法令に定めがあるとき。
  - (2) 区民の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (3) 区民福祉の向上を図るため、法令等の定めに基づき適正に業務を執行するとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いて、区長が、特に必要があると認めたとき。
- 3 実施機関は、前項の規定により目的外利用をしたときは、規則で定める事項を記録しておかなければならない。
- 4 実施機関は、第2項第2号の規定により目的外利用をしたときは、速やかにその事実を当該本人に通知するとともに、**審議会に報告**しなければならない。

###### (外部提供の制限)

第15条 実施機関は、管理個人情報（管理特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）の区の機関以外のものへの提供（以下「外部提供」という。）をするときは、本人の同意を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本人の同意を得ないで、管理個人情報の外部提供をすることができる。
- (1) 外部提供について法令に定めがあるとき。
  - (2) 区民の生命、健康又は財産に対する危険を避けるため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いて、区長が、特に必要があると認めたとき。
- 3 実施機関は、第1項又は前項第3号の規定により外部提供をするときは、外部提供を受けるものに対し、外部提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付

し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

4 実施機関は、第2項の規定により外部提供をしたときは、規則で定める事項を記録しておかなければならない。

5 実施機関は、第2項第2号の規定により外部提供をしたときは、速やかにその事実を当該本人に通知するとともに、**審議会に報告**しなければならない。

#### (電子計算組織への記録)

第16条 区長は、電子計算組織に記録する個人情報の項目については、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。ただし、個人情報を電子計算組織に記録することについて法令に定めがある場合については、この限りでない。

2 実施機関は、**前項ただし書の規定に基づき、個人情報を電子計算組織に記録したときは、速やかに当該個人情報の項目を審議会に報告**しなければならない。

#### (電子計算組織の結合の禁止)

第17条 実施機関は、管理個人情報を処理するため、区が管理する電子計算組織と区以外のものが管理する電子計算組織との通信回線による結合を行ってはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 電子計算組織の結合について法令に定めがあるとき。

(2) 区民福祉の向上を図るため必要と認められ、かつ、管理個人情報の保護措置が講じられている場合で、審議会の意見を聴いて、区長が、特に必要があると認めたとき。

2 実施機関は、**前項第1号の規定により、電子計算組織を結合したときは、速やかに審議会に報告**しなければならない。

### (5) 改正個人情報保護法施行後も引き続き「報告項目として存置するもの」

#### 杉並区住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例

##### (審議会への報告等)

第5条 区長は、区が管理する電子計算機と区以外のものが管理する電子計算機との間で、電気通信回線を通じて送受信を行った住民票に記載されている事項（以下この項及び次条第1項において「住民票記載事項」という。）の処理状況並びに当該処理により発生した苦情（住民票記載事項に係るものに限る。）及びその処理の内容について、毎年1回以上、杉並区情報公開・個人情報保護**審議会**（以下「審議会」という。）に**報告**しなければならない。

##### (不適正利用に対する措置)

第6条 区長は、住民票記載事項の漏えい又は不適正な利用により、区民の基本的人権が侵害されるおそれがあると認めるときは、国、他の地方公共団体、地方公共団体情報システム機構その他の関係者（以下この条において「国等」という。）に対し報告を求めるとともに、必要な調査を行わなければならない。

2 区長は、前項の規定による国等からの報告又は調査により、区民の基本的人権が侵害されると判断したときは、区民の個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

3 区長は、前項に規定する措置を講ずるに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴くとともに、広く区民の意見を求めるものとする。

4 区長は、区民の基本的人権が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、報告の要請又は意見の聴取を行わずに必要な措置を講ずることができる。この場合において、必要な措置を講じた後、その措置の内容について速やかに**審議会に報告**するものとする。

#### 附 則（平成27年10月16日条例第31号）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、平成28年1月1日から施行する。

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる住民基本台帳カードに係る**杉並区情報公開・個人情報保護審議会への報告**及び区民への公表については、なお従前の例による。

#### 一般報告（根拠規定がないもの）

- ・ 杉並区情報公開制度実施状況報告について
- ・ 杉並区個人情報保護制度実施状況報告について
- ・ 中央電子計算組織処理状況報告について
- ・ 小型電子計算組織利用報告について
- ・ 住民基本台帳ネットワークシステム業務及び情報提供ネットワークシステム業務に係るセキュリティ運用計画等について
- ・ セキュリティ事件、事故等に係る報告について（事案発生時）

#### （6）改正個人情報保護法施行後、「新たに報告項目とするもの」

- ・ 審査基準に基づく内部審査の結果について

## 審査基準に基づく点検表（※イメージ）

所管部課名	部 課
業務名	に関する業務
事項	<input type="checkbox"/> 業務の登録 <input type="checkbox"/> 本人以外収集 <input type="checkbox"/> 外部委託 <input type="checkbox"/> 指定管理 <input type="checkbox"/> 労働者派遣 <input type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 外部提供 <input type="checkbox"/> 電算入力 <input type="checkbox"/> 外部結合
実施年月日	令和 年 月 日
案件の概要	
個人情報の項目	①
個人情報を収集する目的	①：
<b>【審査項目】</b>	
<b>業務の登録・変更</b> （個人情報の保有） <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> 法令の定める所掌事務又は業務【法第61条第1項】 （根拠法令： ） （事務・業務の内容： ） <input type="checkbox"/> 利用目的【法第61条第1項】 （ ） <input type="checkbox"/> 個人情報が保有される個人の範囲は、利用目的に照らして必要最小限か。 （対象となる個人の範囲： ） <input type="checkbox"/> 保有する個人情報の内容は、利用目的に照らして必要最小限か。 <input type="checkbox"/> 本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得する際の利用目的の明示方法は適切か。【法第62条】 （明示方法： ） <input type="checkbox"/> 本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得する際に、法第62条各号（1～4号）のいずれかに該当するか。 <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 （概要： ） <利用目的を変更する場合>【法第61条第3項】 <input type="checkbox"/> 変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められるか。 （変更後の利用目的： ）
<b>本人以外収集</b> <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> いずれの理由により本人以外収集を行うか。 <input type="checkbox"/> 法令に規定がある。 （根拠法令： ） <input type="checkbox"/> 当該個人情報が、出版・報道等により公にされている。 （詳細： ） <input type="checkbox"/> その他相当な理由がある。 （理由： ） <input type="checkbox"/> 本人以外収集する個人情報の範囲は、業務内容に照らして必要最小限か。

<p>外部委託</p> <p><input type="checkbox"/> 新規</p> <p><input type="checkbox"/> 変更</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p><input type="checkbox"/> 委託の内容 ( )</p> <p><input type="checkbox"/> 区の設定した委託先の選定基準を満たした委託先か。</p> <p><input type="checkbox"/> 契約書に事務対応ガイド4-8-9 (5) 中の①～⑧の事項を明記するか。</p> <p><input type="checkbox"/> 委託先が取り扱う個人情報の範囲は、業務内容に照らして必要最小限か。</p> <p><input type="checkbox"/> 再委託 (原則禁止) について、例外的に承認する予定はあるか。</p> <p><input type="checkbox"/> 承認する</p> <p>(再委託を承認する理由: )</p> <p>(再委託を承認する業務範囲: )</p> <p><input type="checkbox"/> 承認しない</p> <p><input type="checkbox"/> 委託先との個人情報の授受の方法は何か。</p> <p><input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他 ( )</p> <p>&lt;磁気媒体 (USBメモリ等) の場合&gt;</p> <p><input type="checkbox"/> ファイルを開く際のパスワードは設定するか。</p> <p><input type="checkbox"/> ファイルを暗号化するか。</p> <p><input type="checkbox"/> 複数の磁気媒体に分散してファイルを格納するか。</p> <p><input type="checkbox"/> 個人情報の受け渡し方法は適切か。</p> <p>(受け渡し方法: )</p> <p><input type="checkbox"/> 委託業務の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況に係る実地検査を行うか。</p> <p>※原則年1回以上【事務対応ガイド4-8-9 (3)】</p> <p>(年 回)</p>
<p>指定管理</p> <p><input type="checkbox"/> 新規</p> <p><input type="checkbox"/> 変更</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p><input type="checkbox"/> 施設名 ( )</p> <p><input type="checkbox"/> 指定管理期間 ( )</p> <p><input type="checkbox"/> 指定管理者が行う業務の内容</p> <p>( )</p> <p><input type="checkbox"/> 区の設定した指定管理の選定基準を満たした管理先か。</p> <p><input type="checkbox"/> 契約書に事務対応ガイド4-8-9 (5) 中の①～⑧の事項を明記するか。</p> <p>(②の「再委託」は「委託」と読み替える。⑦・⑧の「委託」は「指定管理」と読み替える。)</p> <p><input type="checkbox"/> 指定管理に係る条例、仕様書等において次の事項を定めるか。</p> <p><input type="checkbox"/> 個人情報の保有・管理主体や安全管理措置を含む取扱い方法</p> <p><input type="checkbox"/> 開示等請求があった場合の対応方法</p> <p><input type="checkbox"/> 管理先が取り扱う個人情報の範囲は、業務内容に照らして必要最小限か。</p>
<p>労働者派遣</p> <p><input type="checkbox"/> 新規</p> <p><input type="checkbox"/> 変更</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p><input type="checkbox"/> 労働者派遣の内容 ( )</p> <p><input type="checkbox"/> 区の設定した労働者派遣の選定基準を満たした派遣先か。</p> <p><input type="checkbox"/> 労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記するか。</p> <p>【事務対応ガイド4-8-9 (5)】</p> <p><input type="checkbox"/> 契約書に事務対応ガイド4-8-9 (5) 中の①～⑧の事項を明記したか。</p> <p>(ただし②を除く。また、「委託」を「労働者派遣」と読み替える。)</p> <p><input type="checkbox"/> 派遣労働者が取り扱う個人情報の範囲は、業務内容に照らして必要最小限か。</p> <p><input type="checkbox"/> 派遣労働者との個人情報の授受の方法は何か。</p> <p><input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 磁気媒体 <input type="checkbox"/> その他 ( )</p>

	<p>&lt;USBメモリ等の磁気媒体による授受の場合&gt;</p> <p><input type="checkbox"/>ファイルを開く際のパスワードは設定するか。</p> <p><input type="checkbox"/>ファイルを暗号化するか。</p> <p><input type="checkbox"/>複数の磁気媒体に分散してファイルを格納するか。</p> <p><input type="checkbox"/>個人情報の受け渡し方法は適切か。</p> <p>(受け渡し方法： )</p>
<p><b>目的外利用</b></p> <p><input type="checkbox"/> 新規</p> <p><input type="checkbox"/> 変更</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p><input type="checkbox"/>目的外利用する業務名</p> <p>( )</p> <p><input type="checkbox"/>法第 69 条のいずれの規定に基づき目的外利用を行うか。</p> <p><input type="checkbox"/>法第 69 条第 1 項</p> <p>(法令： )</p> <p><input type="checkbox"/>法第 69 条第 2 項第 1 号</p> <p>(本人同意の取得方法： )</p> <p><input type="checkbox"/>法第 69 条第 2 項第 2 号</p> <p>(相当の理由： )</p> <p><input type="checkbox"/>法第 69 条第 2 項第 3 号</p> <p>(相当の理由： )</p> <p><input type="checkbox"/>法第 69 条第 2 項第 4 号</p> <p><input type="checkbox"/>専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき</p> <p><input type="checkbox"/>本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき</p> <p><input type="checkbox"/>保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき</p> <p>(特別の理由： )</p> <p><input type="checkbox"/>目的外利用する個人情報の範囲は、業務内容に照らして必要最小限か。</p>
<p><b>外部提供</b></p> <p><input type="checkbox"/> 新規</p> <p><input type="checkbox"/> 変更</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p><input type="checkbox"/>外部提供先</p> <p>( )</p> <p><input type="checkbox"/>外部提供の方法</p> <p>( )</p> <p><input type="checkbox"/>外部提供の相手方の利用目的</p> <p>( )</p> <p><input type="checkbox"/>法第 69 条のいずれの規定に基づき外部提供を行うか。</p> <p><input type="checkbox"/>法第 69 条第 1 項</p> <p>(法令： )</p> <p><input type="checkbox"/>法第 69 条第 2 項第 1 号</p> <p><input type="checkbox"/>本人の同意があるとき</p> <p>(本人同意の取得方法： )</p> <p><input type="checkbox"/>本人に提供するとき</p> <p><input type="checkbox"/>法第 69 条第 2 項第 3 号</p> <p>(相当の理由： )</p> <p><input type="checkbox"/>法第 69 条第 2 項第 4 号</p> <p><input type="checkbox"/>専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき</p> <p><input type="checkbox"/>本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき</p>

	<p><input type="checkbox"/>保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき (特別の理由： )</p> <p><input type="checkbox"/>法第 69 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に基づく外部提供を行う場合、必要があると認めたと ときの保有個人情報の提供を受ける者に対する制限又は措置の内容【法第 70 条】 ( )</p> <p>&lt;外国にある第三者への外部提供の場合&gt;</p> <p><input type="checkbox"/>外部提供に際し、外部提供を認める旨の本人の同意を得るか。【法第 71 条第 1 項】 (本人同意の取得方法： )</p> <p><input type="checkbox"/>事務対応ガイド 4-6-1 に記載のある本人の同意が不要となる事項①～④のいずれかに 該当するか。 <input type="checkbox"/>① <input type="checkbox"/>② <input type="checkbox"/>③ <input type="checkbox"/>④ (概要： )</p> <p><input type="checkbox"/>本人同意を得ようとするとき、当該外国における個人情報の保護に関する制度等につ いて情報提供を実施するか。【法第 71 条第 2 項、規則第 47 条】</p> <p><input type="checkbox"/>当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するための第三者による相当措置の 実施状況・当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及 びその内容の定期的な確認の方法・頻度【法 71 条第 3 項、規則第 48 条第 1 項第 1 号】 ※年 1 回程度又はそれ以上 (方法： ) (頻度： )</p> <p><input type="checkbox"/>本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供する際の方法は何 か。【法第 71 条第 3 項】 (方法： )</p> <p><input type="checkbox"/>規則第 48 条第 3 項各号に規定する項目の確認は済んでいるか。</p> <p><input type="checkbox"/>提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、 利用形態等について、提供先との間で書面（電磁的記録を含む。）を取り交わすか。 【法第 70 条、事務対応ガイド 4-8-8】</p> <p><input type="checkbox"/>目的外利用する個人情報の範囲は、業務内容に照らして必要最小限か。</p>
<p>電算入力</p> <p><input type="checkbox"/> 新規</p> <p><input type="checkbox"/> 変更</p> <p><input type="checkbox"/> 該当なし</p>	<p><input type="checkbox"/>電算処理内容 ※取り扱う帳票・データ、処理の概要 ( )</p> <p><input type="checkbox"/>電算入力を行う対象者数 ( )</p> <p><input type="checkbox"/>電算入力を行うデータ件数・年間入力件数 ( )</p> <p><input type="checkbox"/>操作端末 <input type="checkbox"/>職員用 P C <input type="checkbox"/>当該処理専用 P C <input type="checkbox"/>その他 ( )</p> <p><input type="checkbox"/>操作員 <input type="checkbox"/>区職員 <input type="checkbox"/>区職員以外 ( )</p> <p><input type="checkbox"/>操作員の人数 ( )</p> <p><input type="checkbox"/>使用ソフト ( )</p> <p><input type="checkbox"/>運用方法 <input type="checkbox"/>パッケージソフトを利用 (カスタマイズなし) <input type="checkbox"/>パッケージソフトを利用 (カスタマイズあり) <input type="checkbox"/>その他 ( )</p>

	<input type="checkbox"/> 実施するセキュリティ対策 <input type="checkbox"/> バックアップ <input type="checkbox"/> データの暗号化 <input type="checkbox"/> ログの取得管理 <input type="checkbox"/> パスワード認証 <input type="checkbox"/> I Cカード認証 <input type="checkbox"/> 生体認証 <input type="checkbox"/> データ持出し管理ソフトの導入 <input type="checkbox"/> ウイルス対策ソフトの導入 <input type="checkbox"/> 無停電電源装置（UPS）の導入 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 電算入力する個人情報の範囲は、業務内容に照らして必要最小限か。
<b>外部結合</b> <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 該当なし	<input type="checkbox"/> 外部結合先 <input type="checkbox"/> 行政機関 <input type="checkbox"/> 民間事業者 <input type="checkbox"/> その他 （詳細： ） <input type="checkbox"/> 外部結合の根拠 <input type="checkbox"/> 法令に規定がある （根拠法令： ） <input type="checkbox"/> 法令に規定がない （外部結合を実施する理由： ） <input type="checkbox"/> 外部結合先との結合方法 <input type="checkbox"/> L G W A N回線 <input type="checkbox"/> インターネット回線 <input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> データの送受信は暗号化（SSL化）して行うか。 <input type="checkbox"/> 外部結合先のセキュリティは、区の基準を満たしているか。 <input type="checkbox"/> 外部結合を行う個人情報の範囲は、業務内容に照らして必要最小限か。
<b>デジタル・セキュリティ運営委員会（仮称）での審議結果</b>	<b>【令和 年 月 日】</b> <input type="checkbox"/> 報告了承 <input type="checkbox"/> 以下のとおり （ ）
<b>備考</b>	